

日本産業カウンセリング学会会則

第1章 名称と事務局の所在地

第1条（名 称）

本会は日本産業カウンセリング学会（Japanese Association of Industrial Counseling: JAIC）と称する。

第2条（事務局）

本会の事務局は新宿区下宮比町 2 番 28 号飯田橋ハイタウン 1020 号に置く。

第2章 目的と事業

第3条（目 的）

本会は、産業・組織におけるカウンセリングの理論的・実践的な研究を促進し、産業カウンセラーの資質の向上をはかり、カウンセリング活動の普及・発展に寄与することを目的とする。

第4条（事 業）

本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 年次大会の開催
2. 研究会、研修会、講演会などの開催
3. 機関誌、会報、会員名簿の発行
4. 研究と実践に関する情報の収集と提供
5. 産業カウンセラー養成の援助
6. カウンセリングスーパーバイザーの養成
7. 支部の設立
8. 関係諸団体との交流
9. その他、本会の目的を達成するために必要な事業

第3章 組織と運営

第5条（会 員）

本会の会員は正会員・賛助会員・及び名誉会員とする。

2. 本会の目的に賛同して正会員として本会に入会しようとする者は、所定の手続きを行い常任理事会の承認を得ることとする。
3. 本会の目的に賛同して賛助会員として本会に入会しようとする個人又は団体は、所定の手続きを行い常任理事会の承認を得ることとする。
4. 正会員、賛助会員になろうとする者は、常任理事会承認後、次の入会金及び年度会費を納入することとする。

入会金

年度会費

正会員	3,000 円	7,000 円
賛助会員	————	一口 10,000 円で原則として 5 口以上

5. 正会員、賛助会員のうち所定の会費を一定期間納入しない者については理事会の議を経て、退会を求めることができる。

第 6 条（名誉会員）

産業コンサルティングの発展に寄与、または本会の運営に功労のあったもので理事会が推薦し、総会の承認を得たものを名誉会員とする。

第 7 条（役員）

本会運営のため、次の役員を置く。

名誉会長	1 名	常任理事	若干名
会 長	1 名	理 事	3 6 名程度
副 会 長	若干名	監 事	若干名

なお、新たに選出された役員は選出後の総会において、その承認を得るものとする。

第 8 条（名誉会長）

名誉会長は常任理事会の推薦により、理事会の承認を得て選ばれる。

第 9 条（会 長）

会長は本会を代表し、会務を統括する。会長は、理事会の推薦により、選ばれる。会長は常任理事会及び理事会を招集し、その決定に基づいて、会務を執行する。

第 10 条（副会長）

副会長は、会長を補佐し、必要に応じて会長職を代行する。副会長は理事会の同意を得て、理事の中から会長が委嘱する。

第 11 条（常任理事）

常任理事は、会長と共に常任理事会を組織し会務をつかさどる。常任理事は理事の互選とする。会長は会務の運営上必要と認めるときには理事会の議を経て、2 名に限り理事の中から、常任理事を指名することができる。

第 12 条（理 事）

理事は、理事会を組織し、会の運営にあたる。理事総数の 3 分の 2 にあたる理事は正会員の互選により選出され、理事総数の 3 分の 1 にあたる理事は役員改選時の常任理事の意見も聴取した互選理事の推薦により正会員の中から選出される。

第 13 条（監 事）

監事は本会の役員の業務執行状況及び会計・財産を監査する。また、理事会および常任理事会に出席して監査状況を報告し、必要に応じて提言する。監事は正会員の互選とする。

第 14 条（任 期）

役員の任期は 3 年とし、改選年度の総会終了時より、次期改選年度の総会終了時までとする。なお、理事の重任は妨げないが、会長、副会長、常任理事は同一職位(ポスト)

に引き続き2期を超えて留まることはできない。

第15条（事務局長）

事務局長は、理事会の承認を経て、会長が委嘱する。事務局長は会長の指示に従い、会務を処理する。

第16条（顧問及び幹事）

顧問及び幹事は必要に応じて会長が委嘱する。

第17条（総会）

会務総会は会長が招集し、原則として毎年1回開催する。ただし、会長が認めたときは臨時総会を開くことができる。総会の議決は、出席正会員の過半数の賛成をもって成立する。ただし、委任状による出席および議決権の行使を認めることができる。

第4章 会 計

第18条（年 度）

本会の会計年度は毎年4月1日から翌月3月31日までとする。

第19条（経 費）

本会の経費は会費・入会金・寄付金・その他の収入をもって支弁する。

2.（特別会計）

本会の目的に適う事業、活動を遂行するため、特別会計を設けることができる。

第20条（承 認）

本会の年度事業計画及び収支の決算は総会の承認を得なければならない。ただし、4月1日より当該年度の総会日までの事業行為および予算の執行は常任理事会の議に基づき行うことができる。

第5章 会則改正

第21条（会則改正）

この会則の改正は総会に出席した正会員の3分の2以上の同意を必要とする。

付 則

本会則は、平成21年8月29日より効力を発生する。

付 則

本会則は、平成23年9月10日より効力を発生する。

付 則

本会則は、平成24年11月3日より効力を発生する。